

国立大学法人電気通信大学学長任期規程

制定 平成16年4月1日規程第22号
最終改正 令和4年3月14日規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、学長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、1回に限り再任されることができる。この場合において、学長の任期は、2年とする。

(規程の改正)

第3条 この規程を改正するときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年1月18日規程第115号）

この規程は、平成23年1月18日から施行する。

附 則 （令和4年3月14日規程第58号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。